
(参考資料)

大阪湾沿岸海岸保全基本計画（変更原案）対比表

大阪湾沿岸海岸保全基本計画
（変更）

令和3年9月

大阪府
兵庫県

赤字：気候変動の影響を考慮した修正

青字：統計データ等の時点修正

緑字：その他修正

大阪湾沿岸海岸保全基本計画
（変更）
（変更原案）

令和8年3月

大阪府
兵庫県

【目次】

海岸保全基本計画の変更にあたって..... (1)

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	1
1-1 海岸の概要.....	1
1-2 海岸の現状.....	5
1-2-1 自然的特性.....	5
1-2-2 社会的特性.....	11
1-2-3 海岸保全の現状.....	19
1-2-4 大阪湾沿岸の特性総括.....	22
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方.....	25
1-3-1 大阪湾沿岸の長期的な課題.....	25
1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念.....	30
1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針.....	32
2. 海岸の防護に関する事項.....	33
2-1 海岸の防護の目標.....	33
2-1-1 防護すべき地域.....	33
2-1-2 防護水準.....	33
2-2 防護の目標を達成するための施策.....	38
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	40
3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策.....	40
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	42
4-1 公衆の適正な利用を促進するための施策.....	42
5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向.....	44
5-1 沿岸のゾーン区分.....	44
5-2 エリア特性の区分の考え方.....	45
5-3 ゾーン毎の施策.....	48

・目次更新

【目次】

海岸保全基本計画の変更にあたって..... (1)

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項.....	1
1-1 海岸の概要.....	1
1-2 海岸の現状.....	5
1-2-1 自然的特性.....	5
1-2-2 社会的特性.....	12
1-2-3 海岸保全の現状.....	20
1-2-4 大阪湾沿岸の特性総括.....	23
1-3 大阪湾沿岸の長期的な在り方.....	26
1-3-1 大阪湾沿岸の長期的な課題.....	26
1-3-2 大阪湾沿岸の保全に関する基本理念.....	31
1-3-3 大阪湾沿岸の保全に関する基本方針.....	33
2. 海岸の防護に関する事項.....	34
2-1 海岸の防護の目標.....	34
2-1-1 防護すべき地域.....	34
2-1-2 防護水準.....	34
2-2 防護の目標を達成するための施策.....	39
3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項.....	41
3-1 海岸環境の整備及び保全のための施策.....	41
4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項.....	43
4-1 公衆の適正な利用を促進するための施策.....	43
5. ゾーン毎の特性の明確化と整備の方向.....	45
5-1 沿岸のゾーン区分.....	45
5-2 エリア特性の区分の考え方.....	46
5-3 ゾーン毎の施策.....	49

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	59
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	59
1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	59
1-1-1 整備対象区域の選定方針	59
1-1-2 整備対象区域の選定	59
1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	66
1-2-1 海岸保全施設の計画諸元	66
1-2-2 海岸保全施設の整備内容	66
1-2-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	66
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	75
2-1 海岸保全施設の存する区域	75
2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	75
2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	75
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	85

添付図（1）新設又は改良の整備対象区域
 添付図（2）維持又は修繕対象区域
 参考

・目次更新

第2編 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	60
1. 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項	60
1-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域	60
1-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	61
1-2-1 海岸保全施設の計画諸元	61
1-2-2 海岸保全施設の整備内容	61
1-2-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況	62
2. 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項	63
2-1 海岸保全施設の存する区域	63
2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置	63
2-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	63
第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項	64

参考

添付表 地区海岸一覧表（新設又は改良に関する事項、維持又は修繕に関する事項）
 添付図 地区海岸位置図

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

海岸保全基本計画の変更にあたって

・変更なし

海岸保全基本計画の変更にあたって

海岸保全基本計画の変更にあたって

大阪府と兵庫県では、大阪湾沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを目的として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、平成14年8月に「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、これまでに海岸保全施設の整備を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を遥かに超える巨大津波によって東北地方の沿岸部で甚大な被害を受けました。

この津波被害を教訓に、国からは津波対策の新たな考え方が示され、大阪湾沿岸においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の津波について、学識経験者の参画を得て、国が示す最大クラスの津波に対する浸水想定や被害想定を行うとともに、海岸保全施設等の耐震性等を検証し対策の必要性を検討しました。

その結果、大阪湾沿岸においても広範囲の浸水被害が想定され、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策が急務となっています。

一方、海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、老朽化した施設が全国的に急増しています。大阪湾沿岸においても、今後一斉に老朽化することが懸念されるため、施設の効率的な維持管理が必要となっています。

このようなことから、国においては、平成26年6月に海岸法の一部改正、平成26年12月に関係政令・省令の一部改正が行われ、平成27年2月には「海岸保全基本方針」が見直されています。

新しい海岸保全基本方針では、地震津波対策の新たな考え方とともに、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図ることが示されています。

さらに、平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により浸水被害が発生しました。激甚化する高潮被害から県民の生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が必要となっています。

大阪府と兵庫県は、今般、以上を踏まえて本計画を見直し、今後も海岸の望ましい姿の実現に努めていきます。

令和3年9月

(1)

・気候変動に関する背景、考え方等を追記

海岸保全基本計画の変更にあたって

大阪府と兵庫県では、大阪湾沿岸の貴重な自然や景観を保全しつつ、安全で快適な生活空間を守ることを目的として、「防護」「環境」「利用」の3つの役割が調和のとれた状態で機能するよう、長期的な視点に立って、平成14年8月に「大阪湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、これまでに海岸保全施設の整備を進めてきました。

その後、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、想定を遥かに超える巨大津波によって東北地方の沿岸部で甚大な被害を受けました。

この津波被害を教訓に、国からは津波対策の新たな考え方が示され、大阪湾沿岸においては、近い将来発生が懸念される南海トラフ地震の津波について、学識経験者の参画を得て、国が示す最大クラスの津波に対する浸水想定や被害想定を行うとともに、海岸保全施設等の耐震性等を検証し対策の必要性を検討しました。

その結果、大阪湾沿岸においても広範囲の浸水被害が想定され、ハード・ソフト両面からの総合的な防災・減災対策が急務となっています。

一方、海岸保全施設は、高度経済成長期に集中的に整備された施設が多く、老朽化した施設が全国的に急増しています。大阪湾沿岸においても、今後一斉に老朽化することが懸念されるため、施設の効率的な維持管理が必要となっています。

このようなことから、国においては、平成26年6月に海岸法の一部改正、平成26年12月に関係政令・省令の一部改正が行われ、平成27年2月には「**海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（以下、海岸保全基本方針）**」が見直されています。海岸保全基本方針では、地震津波対策の新たな考え方とともに、急速な老朽化が見込まれる海岸保全施設の適切な維持管理・更新を図ることが示されています。

さらに、平成30年台風第21号では、神戸、尼崎、西宮、**大阪**で既往最高潮位を記録するとともに、想定を超える高波の影響により**一部堤内**の浸水被害が発生しました。激甚化する高潮被害から県民・**府民**の生命・財産を守るため、近年の台風等を踏まえた計画的・重点的な高潮対策が必要となっています。

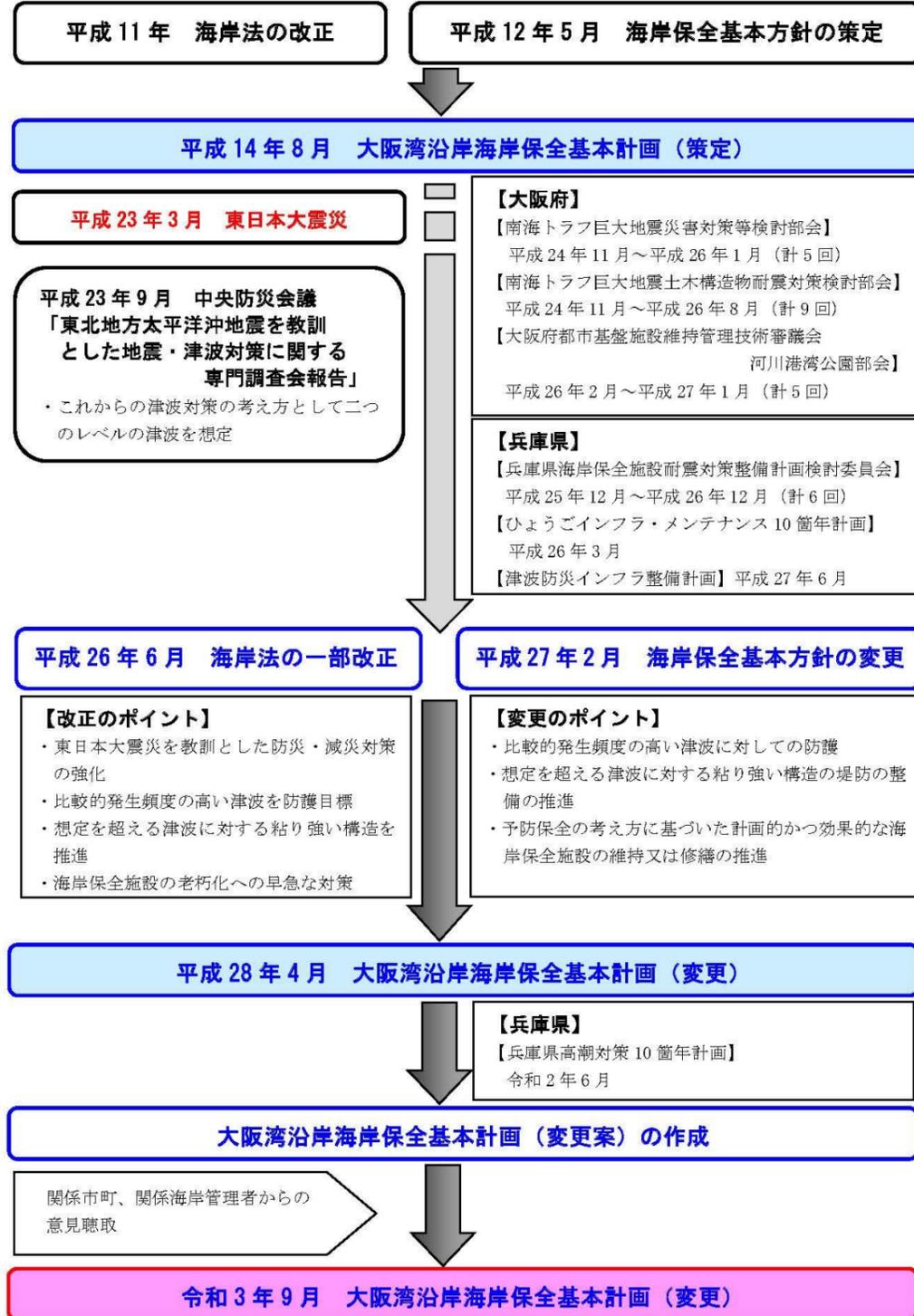
このように、今後の気候変動に伴う高潮等の水災害の頻発化・激甚化が懸念されることから、「**気候変動を踏まえた海岸保全のあり方**」提言（令和2年7月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和2年11月に海岸保全基本方針が変更されました。海岸保全基本方針の変更に伴い、令和3年7月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正、令和3年8月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出されました。

大阪府と兵庫県は、今般、以上を踏まえて本計画を見直し、今後も海岸の望ましい姿の実現に努めていきます。

令和8年3月

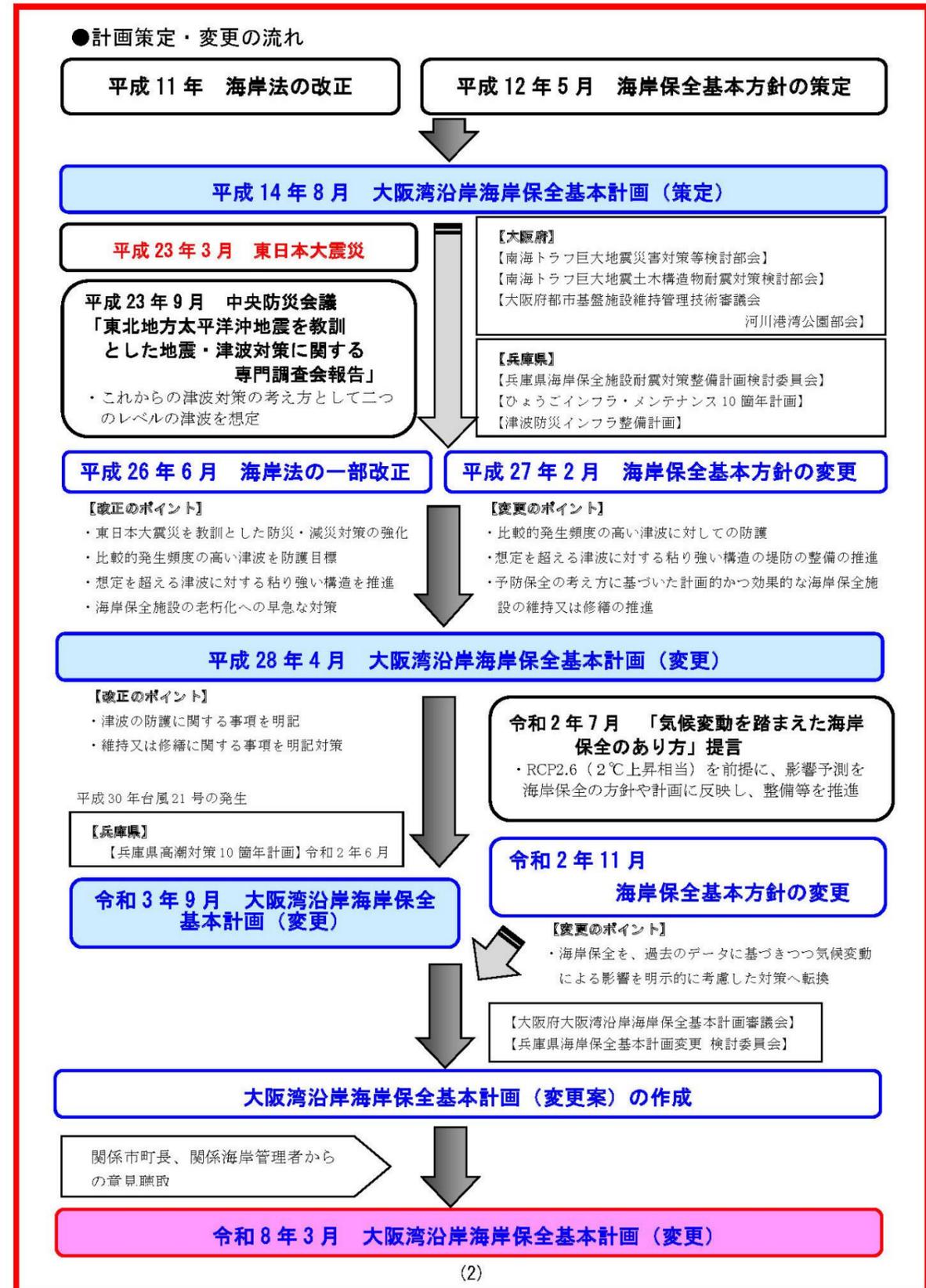
(1)

●計画策定・変更の流れ



(2)

・気候変動に関するフローを追記



(2)

・変更なし

<平成 26 年 6 月 海岸法一部改正のポイント>

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける。

2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づける。

3. 海岸保全施設の適切な維持管理

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定める。

4. 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができる。（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）

5. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体（NPO 等）を海岸協力団体として指定することができる。

<平成 26 年 12 月 海岸法施行令の一部改正のポイント>

1. 海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする。

2. 主務大臣が直接工事を行う場合に代行する権限の追加

・海岸管理者が定める操作規則の策定等

<平成 26 年 6 月 海岸法一部改正のポイント>

1. 海岸管理における防災・減災対策の推進

堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など、粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づける。

2. 水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立

海岸保全施設のうち、水門・陸閘等については、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づける。

3. 海岸保全施設の適切な維持管理

海岸保全施設の維持・修繕に関する海岸管理者の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定める。

4. 海岸保全区域内において座礁等した船舶の撤去等

海岸管理者は、海岸保全区域内で座礁等した船舶が海岸保全施設を損傷し、海岸の保全に支障をおよぼすおそれがある場合等に、船舶所有者に対し、当該船舶の撤去等を命令することができる。（※所有者が命令に従わない場合、行政代執行が可能）

5. 地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実

海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人・団体（NPO 等）を海岸協力団体として指定することができる。

<平成 26 年 12 月 海岸法施行令の一部改正のポイント>

1. 海岸保全基本計画に定める事項の明確化

海岸保全基本計画に定める事項のうち、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項及び海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を規定するものとする。

2. 主務大臣が直接工事を行う場合に代行する権限の追加

・海岸管理者が定める操作規則の策定等

<平成 27 年 2 月 海岸保全基本方針（変更）のポイント>

一 海岸の保全に関する基本的な指針（抜粋）

2 海岸の保全に関する基本的な事項

予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1) 海岸の防護に関する事項

- ・津波からの防護を対象とする海岸にあたっては、数十年から百数十年に一度の程度発生する比較的発生確率の高い津波に対して防護することを目標。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害を軽減。
- ・水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制を構築。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進。その際、「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討。
- ・水門・陸閘等については、統合又は常時閉鎖を進めるとともに、必要があるときは自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設を適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を策定するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。
- ・海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録を作成及び保存。

二 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

1 定めるべき基本的な事項

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 海岸保全施設の存する区域
 - ・維持または修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を設定。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を設定。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
 - ・ロの海岸保全施設の種類毎に、海岸保全施設の維持又は修繕の方法を設定。

(4)

・変更なし

<平成 27 年 2 月 海岸保全基本方針（変更）のポイント>

一 海岸の保全に関する基本的な指針（抜粋）

2 海岸の保全に関する基本的な事項

予防保全の考え方に基づく海岸保全施設の適切な維持管理・更新。

(1) 海岸の防護に関する事項

- ・津波からの防護を対象とする海岸にあたっては、数十年から百数十年に一度の程度発生する比較的発生確率の高い津波に対して防護することを目標。
- ・海岸保全施設の整備に当たっては、津波、高潮等から海水の浸入又は海水による侵食を防止するとともに、海水が堤防等を越流した場合にも背後地の被害を軽減。
- ・水門・陸閘等については、操作規則等に基づく平常時の訓練等を実施し、効果的な管理運用体制を構築。

3 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・設計の対象を超える津波、高潮等の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防、胸壁及び津波防波堤の整備を推進。その際、「緑の防潮堤」など多様な構造を含めて検討。
- ・水門・陸閘等については、統合又は常時閉鎖を進めるとともに、必要があるときは自動化・遠隔操作化の取組を計画的に推進。

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

- ・海岸保全施設を適切な時期に巡視又は点検を実施し、長寿命化計画を策定するなど予防保全の考え方に基づいた計画的かつ効果的な維持又は修繕を推進。
- ・海岸保全施設の新設又は改良に関する記録だけでなく、点検又は修繕に関する記録を作成及び保存。

二 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項

1 定めるべき基本的な事項

(2) 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

②海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項

- イ 海岸保全施設の存する区域
 - ・維持または修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を設定。
- ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置
 - ・イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置を設定。
- ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
 - ・ロの海岸保全施設の種類毎に、海岸保全施設の維持又は修繕の方法を設定。

(4)

なし

・ 令和 2 年 11 月 海岸保全基本方針の見直しのポイントを追加

＜令和 2 年 11 月 海岸保全基本方針（変更）のポイント＞

1. 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）

- ・ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言が令和 2 年 7 月に提示された。
- ・ パリ協定の目標と整合する RCP2.6（2℃上昇相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することとした。また、平均海面水位が 2100 年に 1m 程度上昇する悲観的予測 RCP8.5（4℃上昇相当）も考慮し、これに適應できる海岸保全技術の開発を推進、取り組む体制を構築することとしている。

2. 海岸保全基本方針の変更（令和 2 年 11 月 20 日）

- ・ 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月 20 日に海岸保全基本方針が変更された。

【海岸保全基本方針（一部抜粋）】

2 海岸の保全に関する基本的な事項

（1）海岸の防護に関する事項

- ・ 気候変動の影響による外力の長期変化量を適切に推算し、背後地の人口・資産の集積状況や土地利用の状況等を勘案して、所要の安全を適切に確保する防護水準を定める。
- ・ 侵食対策については、将来的な気候変動や人為的改変による影響等も考慮し、継続的なモニタリングにより流砂系全体や地先の砂浜の変動傾向を把握し、侵食メカニズムを設定し、将来変化の予測に基づき対策を実施する。

4 海岸の保全に関するその他の重要事項

（1）広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・ 気候変動の影響による平均海面水位の上昇については、長期的視点からこうした取組を進めるうえで目安となる平均海面水位を社会全体で共有するよう努める。
- ・ 気候変動による地域のリスクの将来変化等の情報提供等、地域住民の防災意識の向上及び防災知識の普及を図る。

（3）調査・研究の推進

- ・ 質の高い安全な海岸の実現に向け、効率的な海岸管理を推進するため、海岸に関する基礎的な情報の収集・整理を行いつつ、それらの情報や気候変動の影響による将来予測に関する最新の知見を継続的に共有する。

3. 「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」

- ・ 令和 3 年 7 月 30 日に「海岸保全施設の技術上の基準を定める省令」が一部改正・施行され、それに伴い令和 3 年 8 月に「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」が都道府県等に通知された。
- ・ 設計高潮位及び設計波の設定や見直しについては、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、RCP2.6 シナリオ（2℃上昇相当）における将来予測の平均的な値を前提とすることを基本としている。また、RCP8.5 シナリオ（4℃上昇相当）等のシナリオについては、地域の特性に応じた海岸保全における整備メニューの点検や減災対策を行うためのリスク評価、海岸保全施設の効率的な運用の検討、将来の施設改良を考慮した施設設計の工夫等の参考として活用するよう努めるものとする。

●海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表－１に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表－２に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。「海岸の管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表－１ 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（公共海岸） 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあっては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の海岸

表－２ 海岸法の対象となる行為

対象となる行為 \ 区域	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外

注) その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い、施設整備を行う必要があるため、本計画の対象範囲に含める。

(5)

・変更なし

●海岸保全基本計画の対象範囲

海岸保全基本計画は、海岸法の対象となる区域における、海岸保全施設の整備と海岸管理に関する基本的な事項を定めるものである。

海岸法の対象となる区域は水際線を挟む限定された区域であり、表－１に示すように「海岸保全区域」と「一般公共海岸区域」である。

表－２に示すように、このうち海岸保全施設の整備に関する対象区域は「海岸保全区域」として指定された海岸であり、海岸管理に関する対象区域は、「海岸保全区域」及び「一般公共海岸区域」である。本基本計画においては、近い将来に海岸保全区域に指定される予定の海岸は対象範囲に含めたが、自然的・社会的情勢の変化に伴って、今後さらに対象範囲が広がる可能性もある。

なお、「海岸保全施設」とは、指定された海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、消波堤、離岸堤、砂浜、その他海水の進入又は海水による侵食を防止するための施設である。「海岸の管理」とは、海岸保全区域では海岸保全施設の維持管理、占用の許可、行為の許可等であり、一般公共海岸区域内では、占用の許可、行為の許可等である。

表－１ 海岸法の対象区域

対象区域	海岸保全区域	海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置、その他の管理を行う必要があると認めるときに都道府県知事が指定する防護すべき海岸に係る一定の区域
	一般公共海岸区域	公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（公共海岸） 国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（他の法令により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあっては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面
対象外	その他の海岸	港湾法や漁港漁場整備法など海岸法以外の法令で管理されている海岸及び民有地のうち、海岸保全区域及び一般公共海岸区域以外の海岸

表－２ 海岸法の対象となる行為

対象となる行為 \ 区域	海岸保全区域	一般公共海岸区域	その他
海岸保全施設の整備	○	対象外	対象外
海岸の管理	○	○	対象外

注) その他の海岸であっても防護上の問題があれば、海岸保全区域の指定等を行い、施設整備を行う必要があるため、本計画の対象範囲に含める。

(6)

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

海岸保全基本計画

・変更なし

海岸保全基本計画

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1 海岸の概要

兵庫県明石市東境から兵庫県の神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、大阪府の大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の13市3町を経て和歌山県境にいたる大阪湾沿岸における海岸の総延長は430kmで、兵庫県の海岸線延長は約203km(兵庫県管理72km(うち直轄管理7.7km)、神戸市管理130km)であり、そのうち130km(兵庫県管理66km(うち直轄管理7.3km)、神戸市管理64km)が海岸保全区域として指定されている。大阪府域の海岸線延長は約227km(大阪府管理154km、大阪市管理73km)で、そのうち118km(大阪府管理75km、大阪市管理43km)が海岸保全区域として指定されている。

海岸の計画対象範囲を図1.1.1に、管理区分を図1.1.2に示した。

海岸線には多数の河川が流入しているが、武庫川、淀川、大和川を除くと、急峻で流路長の短いことが特徴となっている。

また、国際戦略港湾である神戸港、大阪港、国際拠点港湾である堺泉北港及び重要港湾である尼崎西宮芦屋港、阪南港を有する日本でも有数の海上輸送の拠点であるとともに、阪神工業地帯の中心として重要な役割を果たしている。

神戸港は、わが国を代表する貿易港で、国際的な物流のネットワーク拠点として、日本初のコンテナ埠頭を完成させるなど常に最先端の施設を取り入れてきた。また、重要な観光拠点でもあり、多くの人々が訪れる場所となっている。尼崎西宮芦屋港は国内流通拠点として、また阪神工業地帯の中心として重要な役割を果たしている。尼崎地区では、近畿2府4県の広域廃棄物処分場として東海岸町沖を埋立てる大阪湾フェニックスの整備が進められている。

大阪港は、国内外物流ネットワークの要として重要な役割を果たしてきたが、近年は近代港湾施設の拡充など総合物流基地としての機能充実のほか、港湾における良好な環境の整備やスポーツ・レクリエーション施設整備など市民が海に親しめる親水空間づくりをすすめている。一方、堺泉北港は関西国際空港の開港により空港との近接性を生かし、海・陸・空の物流を結びつけた国際的な総合物流拠点として発展が期待されている。また、阪南港については大阪府下有数の木材産業基地として大きな役割を果たしてきたが、近年では岸和田旧港の再開発などにより人々が憩える魅力ある港へと生まれ変わっている。

兵庫県において、西端の神戸市垂水区の海岸は、対岸に淡路島を望み、白砂青松の

管理延長の表現を修正

第1編 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1 海岸の概要

兵庫県明石市東境から兵庫県の神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、大阪府の大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の13市3町を経て和歌山県境にいたる大阪湾沿岸における海岸の総延長は約430kmで、兵庫県の海岸線延長は約203km(兵庫県管理約72km(うち直轄管理約7.7km)、神戸市管理約130km)であり、そのうち約130km(兵庫県管理約66km(うち直轄管理約7.3km)、神戸市管理約64km)が海岸保全区域として指定されている。大阪府域の海岸線延長は約227km(大阪府管理約154km、大阪市管理約73km)で、そのうち約118km(大阪府管理約75km、大阪市管理約43km)が海岸保全区域として指定されている。

海岸の計画対象範囲を図1.1.1に、管理区分を図1.1.2に示した。

海岸線には多数の河川が流入しているが、武庫川、淀川、大和川を除くと、急峻で流路長の短いことが特徴となっている。

また、国際戦略港湾である神戸港、大阪港、国際拠点港湾である堺泉北港及び重要港湾である尼崎西宮芦屋港、阪南港を有する日本でも有数の海上輸送の拠点であるとともに、阪神工業地帯の中心として重要な役割を果たしている。

神戸港は、わが国を代表する貿易港で、国際的な物流のネットワーク拠点として、日本初のコンテナ埠頭を完成させるなど常に最先端の施設を取り入れてきた。また、重要な観光拠点でもあり、多くの人々が訪れる場所となっている。尼崎西宮芦屋港は国内流通拠点として、また阪神工業地帯の中心として重要な役割を果たしている。尼崎地区では、近畿2府4県の広域廃棄物処分場として東海岸町沖を埋立てる大阪湾フェニックスの整備が進められている。

大阪港は、国内外物流ネットワークの要として重要な役割を果たしてきたが、近年は近代港湾施設の拡充など総合物流基地としての機能充実のほか、港湾における良好な環境の整備やスポーツ・レクリエーション施設整備など市民が海に親しめる親水空間づくりをすすめている。一方、堺泉北港は関西国際空港の開港により空港との近接性を生かし、海・陸・空の物流を結びつけた国際的な総合物流拠点として発展が期待されている。また、阪南港については大阪府下有数の木材産業基地として大きな役割を果たしてきたが、近年では岸和田旧港の再開発などにより人々が憩える魅力ある港へと生まれ変わっている。

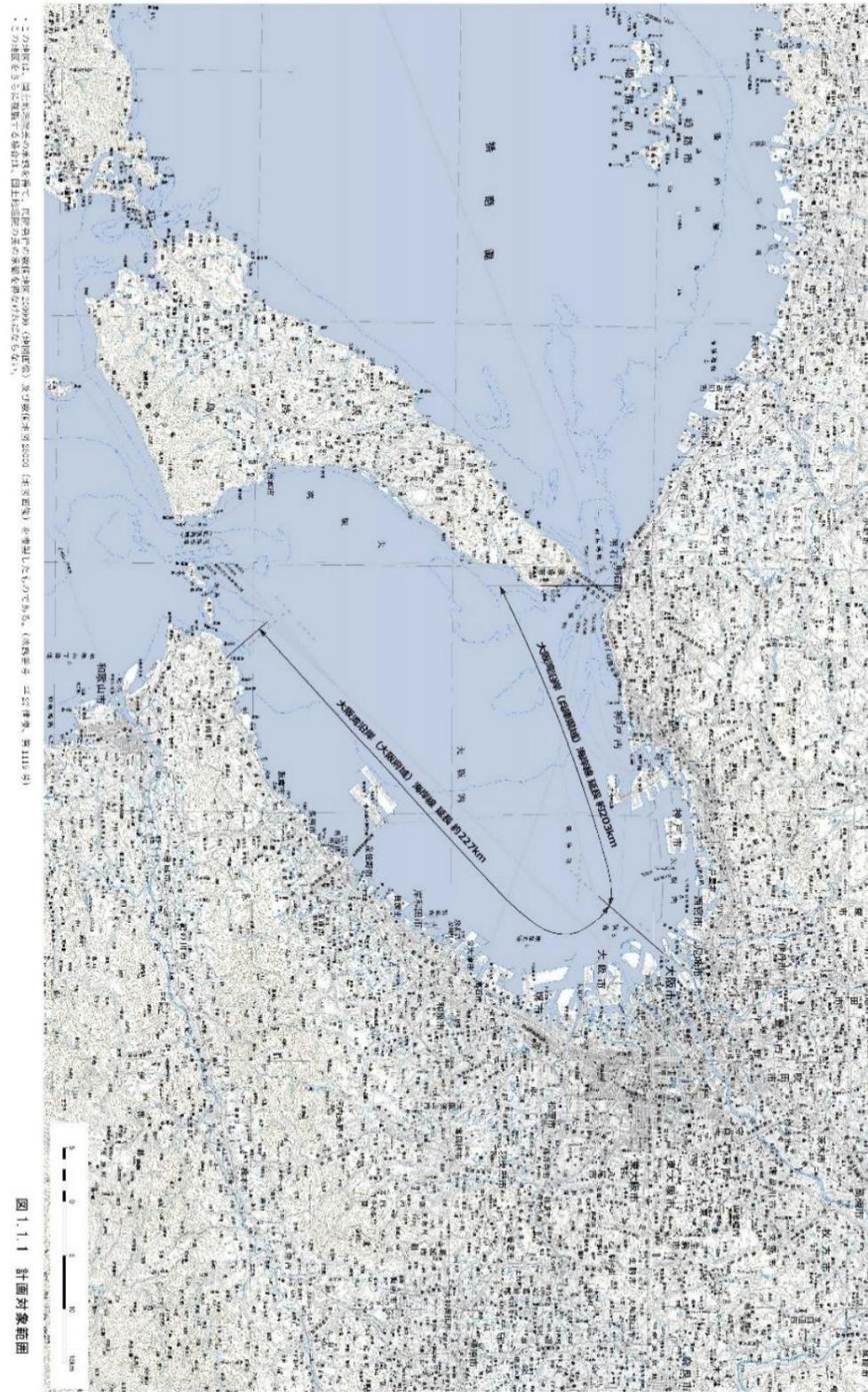
続く美しい瀬戸内海の典型的な景観としてたたえられ、万葉の昔から多くの人に愛されてきた。沖合にはノリ、ワカメの養殖、タコやタイに代表される良好な漁場が広がっている。また、明石海峡大橋をはじめとした交通網整備の進展や大阪、神戸の大都市、工業地帯である播磨地区と隣接しているなどの立地条件から今後の大きな飛躍が期待されている。

また、大阪府においては、沿岸南部地域は人工海浜や海洋性スポーツ施設の他、大阪府下唯一の自然海岸が広がるなど、リゾートレクリエーション機能が集積している。阪南市～泉南市境界を流れる男里川河口部にある自然干潟ではハクセンシオマネキなどの貴重な生物が生息しており、岬町沿岸の一部には岩礁のある自然海岸が残っているなど、貴重な自然景観を楽しむことができる。

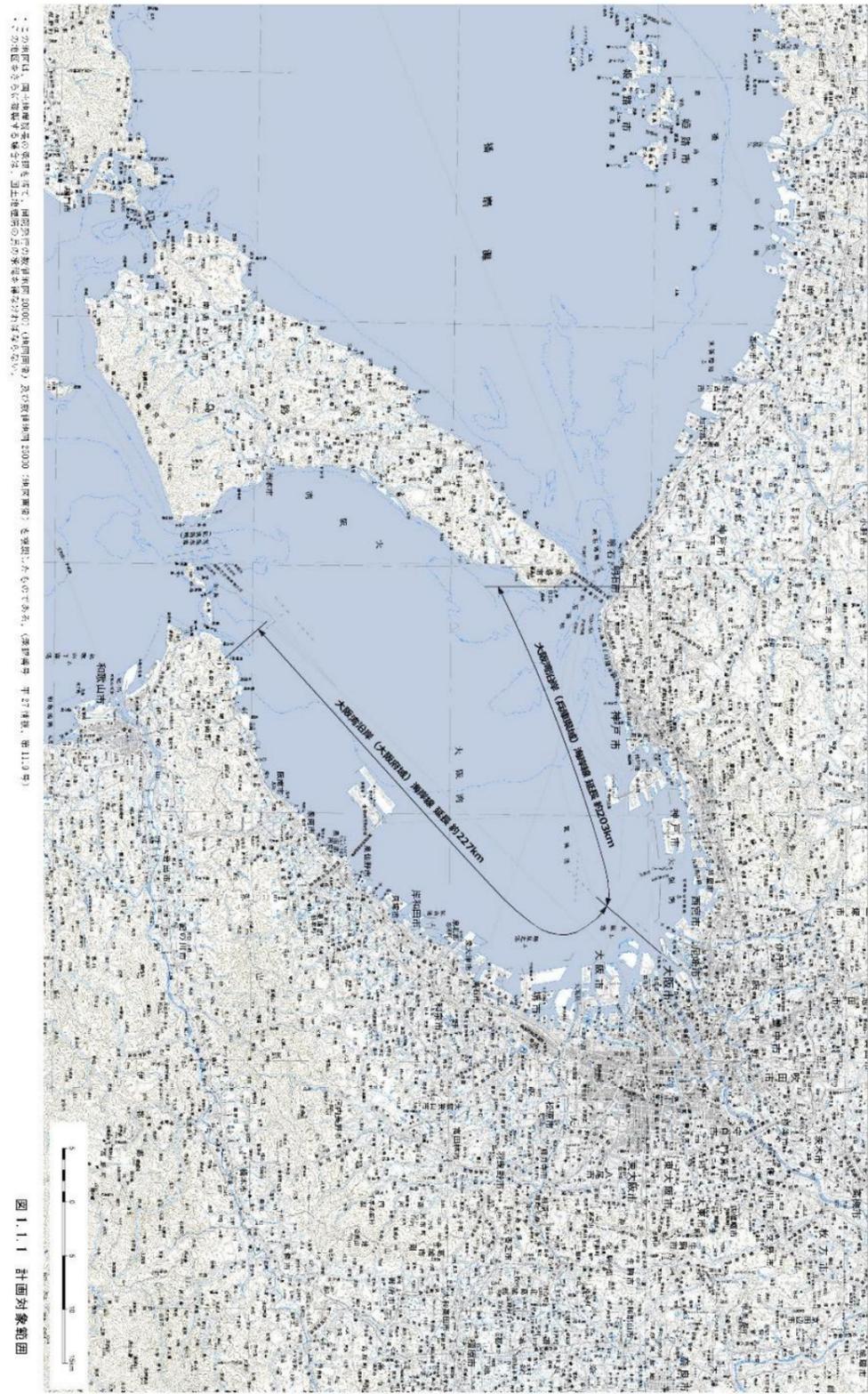
・変更なし

兵庫県において、西端の神戸市垂水区の海岸は、対岸に淡路島を望み、白砂青松の続く美しい瀬戸内海の典型的な景観としてたたえられ、万葉の昔から多くの人に愛されてきた。沖合にはノリ、ワカメの養殖、タコやタイに代表される良好な漁場が広がっている。また、明石海峡大橋をはじめとした交通網整備の進展や大阪、神戸の大都市、工業地帯である播磨地区と隣接しているなどの立地条件から今後の大きな飛躍が期待されている。

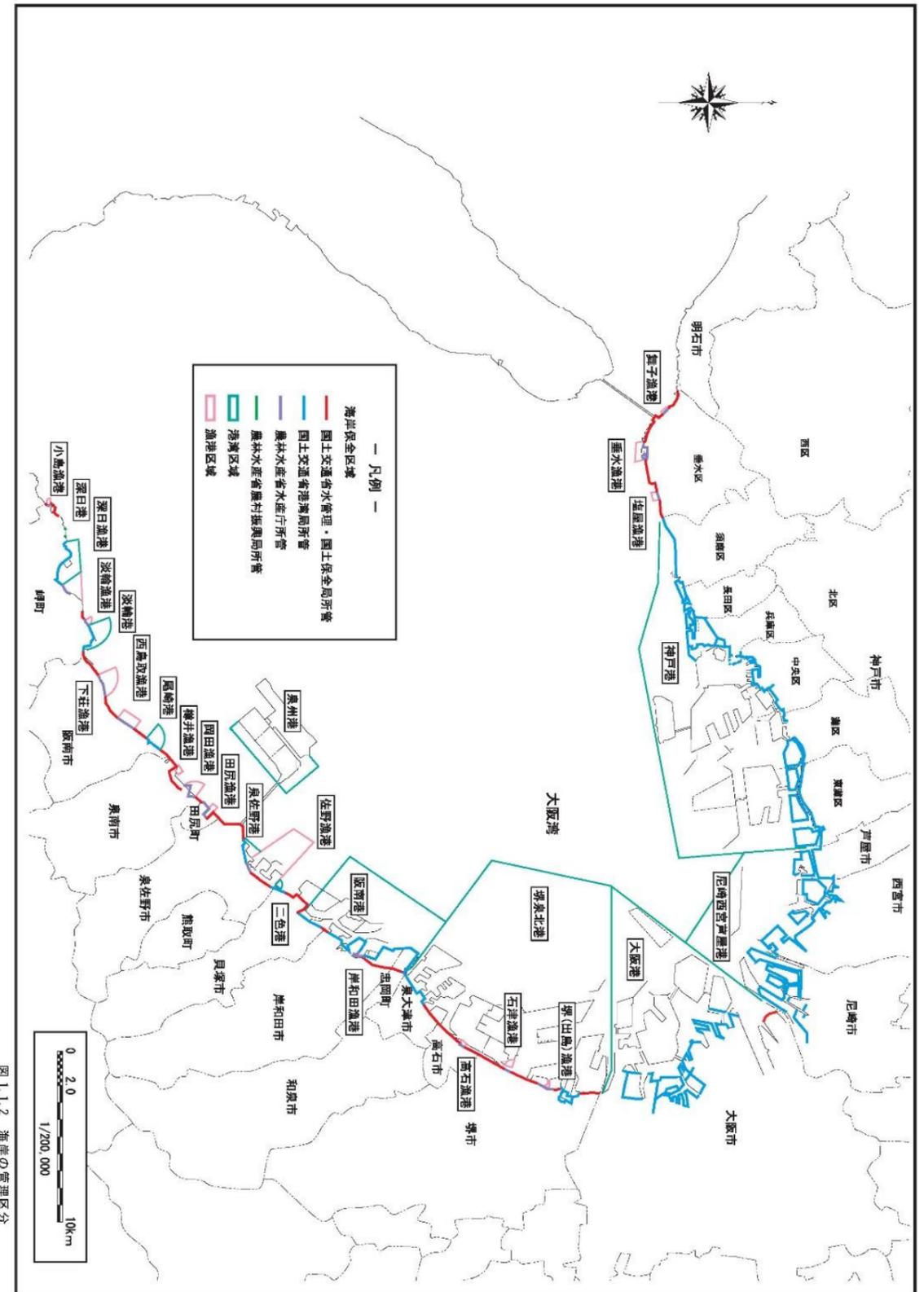
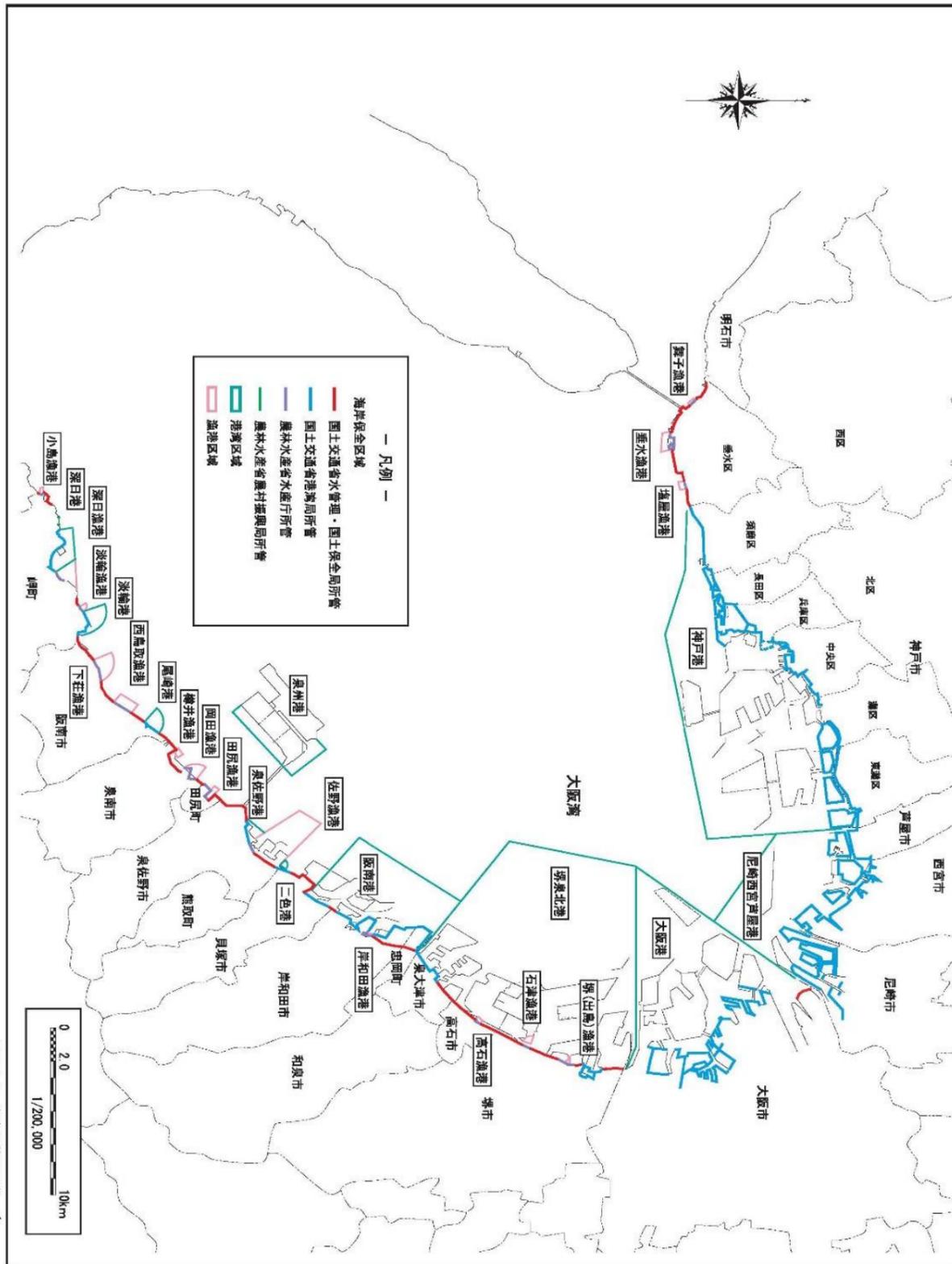
また、大阪府においては、沿岸南部地域は人工海浜や海洋性スポーツ施設の他、大阪府下唯一の自然海岸が広がるなど、リゾートレクリエーション機能が集積している。阪南市～泉南市境界を流れる男里川河口部にある自然干潟ではハクセンシオマネキなどの貴重な生物が生息しており、岬町沿岸の一部には岩礁のある自然海岸が残っているなど、貴重な自然景観を楽しむことができる。



・変更なし



・変更なし



1-2 海岸の現状

1-2-1 自然的特性

(1) 気象・海象

大阪湾沿岸は、全般的に瀬戸内型の気候に区分され、年平均気温約 17℃、年間平均降水量約 1,300mm の温暖で穏やかな気候であるが、夏季から秋季にかけて台風の経路となり、高潮・波浪の影響を受けることもある。

沿岸は、長径 58km、短径 26km の楕円状をした大阪湾の北側から東側を取り囲んでおり、常時の風波は小さい。

潮流は、下げ潮時には明石海峡から大阪湾に流入し湾全体に広がり、主流は淡路島沿いに友ヶ島水道に向かう。上げ潮時にはほぼ逆の流れとなる。恒流については、明石海峡東側の沖の瀬を中心とする時計回りの循環流が特徴となっている。

大阪湾沿岸の潮位は次に示すとおりである。

表 1.1.1 大阪湾沿岸の潮位

海岸	既往最高潮位 H. H. W. L	朔望平均満潮位 H. W. L	朔望平均干潮位 L. W. L	潮位差 H. W. L - L. W. L
神戸港	T. P. +2.33 m	T. P. +0.86 m	T. P. -0.66 m	1.52 m
尼崎西宮芦屋港 (尼崎)	T. P. +3.53 m	T. P. +0.89 m	T. P. -0.71 m	1.60 m
尼崎西宮芦屋港 (西宮)	T. P. +3.23 m	T. P. +0.93 m	T. P. -0.67 m	1.60 m
大阪港	T. P. +3.29 m	T. P. +0.88 m	T. P. -0.70 m	1.58 m
淡輪港	T. P. +1.97 m	T. P. +0.83 m	T. P. -0.74 m	1.57 m

(出典：気象庁資料、「令和元年 港湾・海岸調査報告書」)

(2) 地形・地質

大阪湾の海岸線は、もともとは海峡部を除けば単調で大部分は砂浜であったが、湾奥部については埋立てにより入り組んだ複雑な形状となっている。

兵庫県域の平野部は、瀬戸内海に流れる河川からの流入土砂による堆積と六甲隆起運動の複合効果により、海岸線に平行した海岸平野が形成されているが、六甲山系が迫っており、幅は狭い。大阪府域の平野部は、淀川、大和川の三角州が発達したもので、内陸部まで広がっている。

海域は、水深 60m 以浅の海域が多く、水深 10~20m の平坦面が発達している。大部分の範囲は水深 30m 以下と浅く、海底勾配もなだらかであるが、北西部は 30~60m と徐々に深くなりながら明石海峡に、南部は同様に深くなりながら紀淡海峡につながっ

・データ更新、平均海面上昇の情報を追加

1-2 海岸の現状

1-2-1 自然的特性

(1) 気象・海象

大阪湾沿岸は、全般的に瀬戸内型の気候に区分され、年平均気温約 17℃、年間平均降水量約 1,300mm の温暖で穏やかな気候であるが、夏季から秋季にかけて台風の経路となり、高潮・波浪の影響を受けることもある。

沿岸は、長径 58km、短径 26km の楕円状をした大阪湾の北側から東側を取り囲んでおり、常時の風波は小さい。

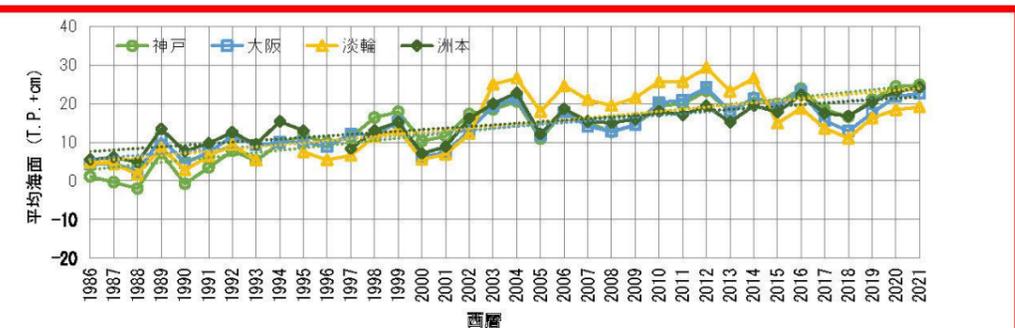
潮流は、下げ潮時には明石海峡から大阪湾に流入し湾全体に広がり、主流は淡路島沿いに友ヶ島水道に向かう。上げ潮時にはほぼ逆の流れとなる。恒流については、明石海峡東側の沖の瀬を中心とする時計回りの循環流が特徴となっている。

大阪湾沿岸の潮位は次に示すとおりであり、海面水位は上昇傾向にある。

表 1.1.1 大阪湾沿岸の潮位

海岸	既往最高潮位 H. H. W. L	朔望平均満潮位 H. W. L	朔望平均干潮位 L. W. L	潮位差 H. W. L - L. W. L
神戸港	T. P. +2.33 m	T. P. +0.88 m	T. P. -0.65 m	1.53 m
尼崎西宮芦屋港 (尼崎)	T. P. +3.53 m	T. P. +0.87 m	T. P. -0.72 m	1.59 m
尼崎西宮芦屋港 (西宮)	T. P. +3.24 m	T. P. +0.93 m	T. P. -0.67 m	1.60 m
大阪港	T. P. +3.29 m	T. P. +0.89 m	T. P. -0.69 m	1.58 m
淡輪港	T. P. +1.97 m	T. P. +0.82 m	T. P. -0.76 m	1.58 m

(出典：神戸港・大阪港・淡輪港：「気象庁」潮位観測値、2019年～2023年の年平均潮位
尼崎西宮芦屋港（尼崎、西宮）「令和5年 港湾・海岸調査報告書」)



(出典：気象庁潮位観測資料)

図 1.1.3 平均海面の水位の推移

ている。

沿岸域のほとんどは沖積層によって覆われているが、沿岸南部の一部には段丘層がみられる。また、東播海岸につながる沿岸西端部は明石層群が主体となっているが、形成年次が古く、波の侵食を受けやすくなっている。

（3） 流入河川

大阪湾沿岸では、府県境となる一級河川中島川の他、兵庫県域では一級河川旧左門殿川と30の二級河川が、大阪府域では、淀川、神崎川、大和川、安治川、尻無川、木津川の一級河川と大和川以南で18の二級河川が流入している。

兵庫県域、大阪府域とも、二級河川は急勾配河川で流域も小さい。

（4） 水質

大阪湾は臨海部に工業地帯が発達し、背後地に人口集中地帯を抱えているため、流入河川の汚濁負荷が大きい。しかも、外洋との水交換効率の悪い閉鎖性水域であることから、富栄養化状態となっており、赤潮の発生も見られる。

環境基準の指定状況を図 1.1.3 に示す。大阪湾奥部にあたる神戸市中央区から貝塚市にかけての沿岸部が海域C類型、神戸市中央区から尼崎市の沖合と貝塚市沖合が海域B類型、神戸市垂水区・須磨区から神戸市中央区の沖合と湾中央部、貝塚市沖合から湾南部にかけてが海域A類型となっている。

そのため、昭和55年に始まる水質総量規制制度のもとで、工場・事業場の排出規制や下水道整備をはじめとする生活排水の適正処理などを通じて、大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量を削減する取り組みが行われているが、比較的基準の緩い湾奥部を除き、環境基準の達成は依然厳しい状況にある。この原因は、生活排水や事業場排水などによる流入負荷量が多いことや、窒素、りんなどの栄養塩類の増加に伴い植物プランクトンが増殖するためであると考えられている。

表 1.1.2 海域別環境基準

海域	COD (mg/L)
A	2
B	3
C	8

（出典：「兵庫県環境白書」平成30年度版、「大阪府環境白書」2019年版）

一方、大阪湾に流入する河川の水質は生活排水対策等の進捗により改善が進み、BODについては兵庫県域の全ての河川で環境基準を達成しているが、大阪府域では、一部未達成の河川がある。

・ 前頁追記によるページ更新

・ 変更なし

（2） 地形・地質

大阪湾の海岸線は、もともとは海峡部を除けば単調で大部分は砂浜であったが、湾奥部については埋立てにより入り組んだ複雑な形状となっている。

兵庫県域の平野部は、瀬戸内海に流れる河川からの流入土砂による堆積と六甲隆起運動の複合効果により、海岸線に平行した海岸平野が形成されているが、六甲山系が迫っており、幅は狭い。大阪府域の平野部は、淀川、大和川の三角州が発達したもので、内陸部まで広がっている。

海域は、水深60m以浅の海域が多く、水深10～20mの平坦面が発達している。大部分の範囲は水深30m以下と浅く、海底勾配もなだらかであるが、北西部は30～60mと徐々に深くなりながら明石海峡に、南部は同様に深くなりながら紀淡海峡につながっている。

沿岸域のほとんどは沖積層によって覆われているが、沿岸南部の一部には段丘層がみられる。また、東播海岸につながる沿岸西端部は明石層群が主体となっているが、形成年次が古く、波の侵食を受けやすくなっている。

（3） 流入河川

大阪湾沿岸では、府県境となる一級河川中島川の他、兵庫県域では一級河川旧左門殿川と30の二級河川が、大阪府域では、淀川、神崎川、大和川、安治川、尻無川、木津川の一級河川と大和川以南で18の二級河川が流入している。

兵庫県域、大阪府域とも、二級河川は急勾配河川で流域も小さい。

（4） 水質

大阪湾は臨海部に工業地帯が発達し、背後地に人口集中地帯を抱えているため、流入河川の汚濁負荷が大きい。しかも、外洋との水交換効率の悪い閉鎖性水域であることから、富栄養化状態となっており、赤潮の発生も見られる。

環境基準の指定状況を表 1.1.2 に示す。大阪湾奥部にあたる神戸市中央区から貝塚市にかけての沿岸部が海域C類型、神戸市中央区から尼崎市の沖合と貝塚市沖合が海域B類型、神戸市垂水区・須磨区から神戸市中央区の沖合と湾中央部、貝塚市沖合から湾南部にかけてが海域A類型となっている。

そのため、昭和55年に始まる水質総量規制制度のもとで、工場・事業場の排出規制や下水道整備をはじめとする生活排水の適正処理などを通じて、大阪湾に流入するCOD汚濁負荷量を削減する取り組みが行われているが、比較的基準の緩い湾奥部を除き、環境基準の達成は依然厳しい状況にある。この原因は、生活排水や事業場排水などによる流入負荷量が多いことや、窒素、りんなどの栄養塩類の増加に伴い植物プランクトンが増殖するためであると考えられている。

（５） 生物相

植生については、兵庫県の内陸部では、保護の対象となる特定植物群落が見られるが、沿岸域は全区間に渡って市街地で、港湾施設、工業地帯、人口集中地区が連続するため、自然植生度は低い。貴重な植生としては、神戸市垂水区、須磨区や西宮市にコウボウシバ、コウボウムギ、ハマゴウ、ハマヒルガオ、オカヒジキ等が見られる他、垂水区の海神社にウバメガシ群落が存在する。

大阪府域では、岬町の一部で自然植生に近い植生が見られる。貴重な植生としては、貝塚市の近木川河口のイセウキヤガラ、男里川河口干潟のハマサジ、ハママツナ、ハマゴウ、箱作海岸のヒトモトススキ、ハマヒルガオ、淡輪海岸のハマダイコン、オオバツルグミ、ハマウド、マルバシャリンバイ、アゼトウチが挙げられる。（出典：「現存植生図」、「第5・6・7回自然環境保全基礎調査」環境庁）

鳥類については、兵庫県の浜甲子園干潟が国指定鳥獣保護区・特別保護地区に指定されており、サギ科、カモ科、チドリ科、シギ科、カモメ科などの多くの野鳥が飛来する。（出典：「平成26年度 甲子園浜野鳥情報」、「浜甲子園の野鳥調査報告書（平成12年1月）」西宮市）

大阪府域の男里川河口鳥獣保護区、南港や泉大津の埋立地では、チドリ科、シギ科などが見られ、探鳥地として著名である。また、南港には野鳥園が開設されており、鳥類の貴重な渡来地として管理されている。泉南地域の自然海岸にはクロサギが少数生息している。

底生生物は、湾奥部では種類が少なく、ある程度汚濁した海域を好む種類の環形動物が優占している。湾の西側や南側の海域では、湾奥部での優占種はほとんどみられず、軟体動物や節足動物など比較的多くの種が分布しており、大阪湾の中でも多様な生物が生息する海域となっている。

大阪湾の主な魚類は、マイワシやカタクチイワシ、イカナゴ、マアジ、カレイ類などである。兵庫県の垂水海岸や大阪府の泉州海岸の沖合は一部魚類の産卵場となっており、これらの種にとって大切な海域である。

（６） 藻場・干潟

稚魚の成育場所などとして重要な藻場は、大阪湾奥部では確認されていない。

兵庫県域では、沿岸西端の垂水海岸において、アラメ、ワカメなどの藻場が見られるが、それ以外では確認されていない。なお、須磨沖や神戸空港島では、藻場等の再生・増殖に向けた取り組みが行われている。

大阪府域では、二色の浜、男里川河口、尾崎から箱作、淡輪、長崎、観音崎、豊国崎、明神崎の各海岸で、アマモ、アオサ、ワカメ、テングサ、ガラモ、カジメなどの藻場が確認されており、関西国際空港島では、緩傾斜護岸の採用による藻場造成によ

・ 前頁追記によるページ更新

・ 変更なし

表 1.1.2 海域別環境基準

海域	COD (mg/L)
A	2
B	3
C	8

（出典：「兵庫県環境白書」平成30年度版、「大阪府環境白書」2019年版）

一方、大阪湾に流入する河川の水質は生活排水対策等の進捗により改善が進み、BODについては兵庫県の全ての河川で環境基準を達成しているが、大阪府域では、一部未達成の河川がある。

（５） 生物相

植生については、兵庫県の内陸部では、保護の対象となる特定植物群落が見られるが、沿岸域は全区間に渡って市街地で、港湾施設、工業地帯、人口集中地区が連続するため、自然植生度は低い。貴重な植生としては、神戸市垂水区、須磨区や西宮市にコウボウシバ、コウボウムギ、ハマゴウ、ハマヒルガオ、オカヒジキ等が見られる他、垂水区の海神社にウバメガシ群落が存在する。

大阪府域では、岬町の一部で自然植生に近い植生が見られる。貴重な植生としては、貝塚市の近木川河口のイセウキヤガラ、男里川河口干潟のハマサジ、ハママツナ、ハマゴウ、箱作海岸のヒトモトススキ、ハマヒルガオ、淡輪海岸のハマダイコン、オオバツルグミ、ハマウド、マルバシャリンバイ、アゼトウチが挙げられる。（出典：「現存植生図」、「第5・6・7回自然環境保全基礎調査」環境庁）

鳥類については、兵庫県の浜甲子園干潟が国指定鳥獣保護区・特別保護地区に指定されており、サギ科、カモ科、チドリ科、シギ科、カモメ科などの多くの野鳥が飛来する。（出典：「平成26年度 甲子園浜野鳥情報」、「浜甲子園の野鳥調査報告書（平成12年1月）」西宮市）

大阪府域の男里川河口鳥獣保護区、南港や泉大津の埋立地では、チドリ科、シギ科などが見られ、探鳥地として著名である。また、南港には野鳥園が開設されており、鳥類の貴重な渡来地として管理されている。泉南地域の自然海岸にはクロサギが少数生息している。

底生生物は、湾奥部では種類が少なく、ある程度汚濁した海域を好む種類の環形動物が優占している。湾の西側や南側の海域では、湾奥部での優占種はほとんどみられず、軟体動物や節足動物など比較的多くの種が分布しており、大阪湾の中でも多様な生物が生息する海域となっている。

大阪湾の主な魚類は、マイワシやカタクチイワシ、イカナゴ、マアジ、カレイ類など

る漁場づくりが進められている。

干潟は、兵庫県域では鳴尾川河口部（浜甲子園鳥獣保護区特別保護地区）等、大阪府域には男里川河口部等にあり、淀川河口、阪南2区、堺2区沖に人工干潟がある。

（7） 国立公園、鳥獣保護区等の指定状況

兵庫県域では、海岸部は含まれないが、背後地の六甲山系の一帯が、「自然公園法」に基づく「瀬戸内海国立公園（六甲地域）」の特別地域に指定され、その一部が特別保護地区に指定されている。また、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、浜甲子園干潟が国指定鳥獣保護区に、夙川河口、鉄拐山が県指定鳥獣保護区に指定されている。

その他、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、残された貴重な自然環境を保全し、市街地周辺などに良好な自然環境を確保するために、神戸市内の六甲山麓部等が特別緑地保全地区に指定されている。

また、大阪府域では、岬町には貴重な自然海岸が残されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「大阪府自然海浜保全地区条例」により、長松、小島が自然海浜保全地区に指定されている。また、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、男里川河口が府指定鳥獣保護区に指定されている。

（8） 海岸景観

兵庫県域では、尼崎市を除く全域で六甲山系が風致地区に指定されている。また、垂水海岸から須磨海岸にかけては、沿岸域が風致地区に指定されている。市街地をはさんで、海域とこれら風致地区の緑が織りなす風景が沿岸域の景観的な特徴となっている。

沿岸西端の垂水海岸、須磨海岸では海浜の広がる開放的な景観、長田海岸、兵庫海岸では工業地帯を背景とした港湾景観、中央区から六甲アイランドにかけては観光都市神戸の顔とも言える港の景観、空の玄関口であるポートアイランド沖の神戸空港の海上景観、芦屋市、西宮市、尼崎市では海浜の広がる開放的な景観のほか、生活空間と隣接した親水性のある海岸景観を呈しているなど、地域毎に個性のある海岸景観が見られる。

大阪府域では、大阪市から貝塚市にかけては、臨海工業地帯を背景とした港湾景観が続くが、埋立地の一部では親水性の高い海岸が整備されている。貝塚市より南では海浜が多くなり、二色の浜の海浜、りんくうタウンのマーブルビーチのような人工海岸や、岬町の長松自然海浜保全地区、小島自然海浜保全地区のような自然海岸も見られるようになる。

・ 前頁追記によるページ更新

・ 変更なし

である。兵庫県の垂水海岸や大阪府の泉州海岸の沖合は一部魚類の産卵場となっており、これらの種にとって大切な海域である。

（6） 藻場・干潟

稚魚の成育場所などとして重要な藻場は、大阪湾奥部では確認されていない。

兵庫県域では、沿岸西端の垂水海岸において、アラメ、ワカメなどの藻場が見られるが、それ以外では確認されていない。なお、須磨沖や神戸空港島では、藻場等の再生・増殖に向けた取り組みが行われている。

大阪府域では、二色の浜、男里川河口、尾崎から箱作、淡輪、長崎、観音崎、豊国崎、明神崎の各海岸で、アマモ、アオサ、ワカメ、テングサ、ガラモ、カジメなどの藻場が確認されており、関西国際空港島では、緩傾斜護岸の採用による藻場造成による漁場づくりが進められている。

干潟は、兵庫県域では鳴尾川河口部（浜甲子園鳥獣保護区特別保護地区）等、大阪府域には男里川河口部等にあり、淀川河口、阪南2区、堺2区沖に人工干潟がある。

（7） 国立公園、鳥獣保護区等の指定状況

兵庫県域では、海岸部は含まれないが、背後地の六甲山系の一帯が、「自然公園法」に基づく「瀬戸内海国立公園（六甲地域）」の特別地域に指定され、その一部が特別保護地区に指定されている。また、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、浜甲子園干潟が国指定鳥獣保護区に、夙川河口、鉄拐山が県指定鳥獣保護区に指定されている。

その他、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、残された貴重な自然環境を保全し、市街地周辺などに良好な自然環境を確保するために、神戸市内の六甲山麓部等が特別緑地保全地区に指定されている。

また、大阪府域では、岬町には貴重な自然海岸が残されており、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく「大阪府自然海浜保全地区条例」により、長松、小島が自然海浜保全地区に指定されている。また、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」により、男里川河口が府指定鳥獣保護区に指定されている。

（8） 海岸景観

兵庫県域では、尼崎市を除く全域で六甲山系が風致地区に指定されている。また、垂水海岸から須磨海岸にかけては、沿岸域が風致地区に指定されている。市街地をはさんで、海域とこれら風致地区の緑が織りなす風景が沿岸域の景観的な特徴となっている。

沿岸西端の垂水海岸、須磨海岸では海浜の広がる開放的な景観、長田海岸、兵庫海岸では工業地帯を背景とした港湾景観、中央区から六甲アイランドにかけては観光都市神戸の顔とも言える港の景観、空の玄関口であるポートアイランド沖の神戸空港の海

なし

- ・ 前頁追記によるページ更新
- ・ 変更なし

上景観、芦屋市、西宮市、尼崎市では海浜の広がる開放的な景観のほか、生活空間と隣接した親水性のある海岸景観を呈しているなど、地域毎に個性のある海岸景観が見られる。

大阪府域では、大阪市から貝塚市にかけては、臨海工業地帯を背景とした港湾景観が続くが、埋立地の一部では親水性の高い海岸が整備されている。貝塚市より南では海浜が多くなり、二色の浜の海浜、りんくうタウンのマーブルビーチのような人工海岸や、岬町の長松自然海浜保全地区、小島自然海浜保全地区のような自然海岸も見られるようになる。



須磨海岸



メリケンパーク



芦屋浜



甲子園浜



舞洲緑道



マーメイド広場



二色の浜



小島自然海浜保全地区

写真 1.1.1 代表的な海岸景観

・変更なし



須磨海岸



メリケンパーク



芦屋浜



甲子園浜



舞洲緑道



マーメイド広場



二色の浜



小島自然海浜保全地区

写真 1.1.1 代表的な海岸景観

1-2-2 社会的特性

(1) 人口

兵庫県を形成する4市（神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市）の人口は約260万人である（令和2年現在）。阪神・淡路大震災の被害が大きかった地域では、平成7年に一時人口が減少しているが、その後、増加に転じ、現在はほぼ横ばいで推移している。

（出典：「兵庫県推計人口」）

大阪府域を形成する12市町（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町）の人口は約420万人（令和元年現在）で、全体としてはほぼ横這い状態にある。（出典：「大阪府統計年鑑」）

(2) 産業

大阪湾沿岸の市町における産業の状況は、製造業や卸売・小売・飲食業、サービス業などが中心となっている。

兵庫県域の4市における従業者総数約109万人のうち、産業別就業者割合は、第一次産業0.1%、第二次産業18.1%、第三次産業81.8%であり、第三次産業従業者の占める割合が高く、第一次産業従業者が極めて少ない（平成28年現在）。（出典：「兵庫県統計書」）

大阪府域の12市町における従業者総数約277万人のうち、産業別就業者割合は、第一次産業0.04%、第二次産業16.1%、第三次産業83.8%であり、兵庫県域同様、第一次産業従業者が少なく、第三次産業従業者の占める割合が高い（平成28年現在）。（出典：「大阪府統計年鑑」）

(3) 漁業

大阪湾の主な漁獲種は、シラス、イカナゴ、マイワシ、カタクチイワシであり、このほかにはマアジ、カレイ類、タコ類が多い。

兵庫県域の漁港は、西端に舞子漁港、垂水漁港、塩屋漁港の3港で、ワカメ、テングサなどの海藻類、アサリ、アワビなどの貝類、タコ、ウニなどに関する漁業権が設定されている。

大阪府域の漁港は、堺(出島)漁港、石津漁港、高石漁港、岸和田漁港、佐野漁港、田尻漁港、岡田漁港、樽井漁港、西鳥取漁港、下荘漁港、淡輪漁港、深日漁港、小島漁港の13港で、南部の泉佐野市から岬町にかけて、ワカメなどの海藻類、サザエなどの貝類、築いそ、柵網に関する漁業権が設定されており、また、ノリ、ワカメ、コンブ、カキ、ハマチ、タイの養殖に関する漁業権が設定されている。

・統計データの更新

1-2-2 社会的特性

(1) 人口

兵庫県を形成する4市（神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市）の人口は約260万人である（令和2年現在）。阪神・淡路大震災の被害が大きかった地域では、平成7年に一時人口が減少しているが、その後、増加に転じ、現在はほぼ横ばいで推移している。（出典：「兵庫県推計人口」）

大阪府域を形成する12市町（大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、田尻町、岬町）の人口は約422万人（令和5年現在）で、全体としてはほぼ横這い状態にある。（出典：「大阪府統計年鑑」）

(2) 産業

大阪湾沿岸の市町における産業の状況は、製造業や卸売・小売・飲食業、サービス業などが中心となっている。

兵庫県域の4市における従業者総数約109万人のうち、産業別就業者割合は、第一次産業0.1%、第二次産業18.1%、第三次産業81.8%であり、第三次産業従業者の占める割合が高く、第一次産業従業者が極めて少ない（平成28年現在）。（出典：「兵庫県統計書」）

大阪府域の12市町における従業者総数約222万人のうち、産業別就業者割合は、第一次産業0.4%、第二次産業21.5%、第三次産業78.1%であり、兵庫県域同様、第一次産業従業者が少なく、第三次産業従業者の占める割合が高い（令和2年現在）。（出典：「大阪府統計年鑑」）

(3) 漁業

大阪湾の主な漁獲種は、シラス、イカナゴ、マイワシ、カタクチイワシであり、このほかにはマアジ、カレイ類、タコ類が多い。

兵庫県域の漁港は、西端に舞子漁港、垂水漁港、塩屋漁港の3港で、ワカメ、テングサなどの海藻類、アサリ、アワビなどの貝類、タコ、ウニなどに関する漁業権が設定されている。

大阪府域の漁港は、堺(出島)漁港、石津漁港、高石漁港、岸和田漁港、佐野漁港、田尻漁港、岡田漁港、樽井漁港、西鳥取漁港、下荘漁港、淡輪漁港、深日漁港、小島漁港の13港で、南部の泉佐野市から岬町にかけて、ワカメなどの海藻類、サザエなどの貝類、築いそ、柵網に関する漁業権が設定されており、また、ノリ、ワカメ、コンブ、カキ、ハマチ、タイの養殖に関する漁業権が設定されている。

（４） 港湾物流

神戸港、大阪港、堺泉北港は日本を代表する貿易港で、近畿圏の港湾物流の中心となっている。

年間の総取扱貨物量は、神戸港 9,549 万トン、大阪港 8,428 万トン、堺泉北港 7,212 万トンである。そのうち、外貨貨物量の割合は、神戸港が 55%、大阪港が 43%、堺泉北港が 37%である（平成 30 年現在）。

神戸港の外貨貨物量は、港湾施設が阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた平成 7 年に大きく落ち込んだが、震災後 4 年を経過した平成 11 年には震災前の 8 割程度まで回復し、現在は輸出入共に貿易額は震災前（平成 6 年）を上回っている。（出典：「兵庫県港湾統計年報」「大阪府統計年鑑」）

（５） 土地利用

大阪湾沿岸は、関西における主要な都市軸を形成しており、岬町の一部を除いて都市計画区域となっており、内陸部から臨海部に向けて住居系複合市街地、住工と流通の混在地、流通・工業地の帯状の層構造で形成されている。高度成長期までに形成された旧来の臨海部では、産業の構造転換を背景に、工業地約 7,000ha のうちの約 1,180ha（平成 5 年調査）の低・未利用地の発生とともに、工場等の規模縮小、移転などによる土地利用の見直し検討が進められた。また大阪湾では、早くは大正時代末期から、産業の工業化に伴う埋立が行われ、昭和 40 年代後半以降の大規模埋立地においては水際部分を港湾物流・工業系土地利用に占められる開発が進められており、臨海部の水際空間は港湾物流機能や産業機能を中心に利用され、人々が憩い・楽しむ海岸はわずかとなり、一般市民にとって近寄りやすい空間となっている。

しかしその一方、余暇時間増大に伴うレクリエーション施設の拡充要請や自然環境の保全や回復に関する意識向上等の社会背景を受けて、神戸市では港湾施設と商業施設が一体となった親水性豊かな商業拠点であるハーバーランド、芦屋・西宮・尼崎市ではマリーナや緑地が一体となった親水性のあるまちづくり、尼崎 21 世紀の森構想に基づく地域が育てる森の創出として「尼崎の森中央緑地」の形成、大阪市の一部ではスポーツ・レクリエーション機能の展開や水と緑の豊かな都市環境の創出、堺市や泉佐野市などでは海辺の豊かな環境形成と合わせたまちづくり等、埋立部の一部では、魅力ある都市エリアの拡大も進められている。また、荒磯や潮だまりを整備し、生き物とふれあいのできる矢倉緑地が整備され、現在は堺泉北港における人工干潟、「共生の森」づくりといった多様な生物の生息空間の整備が進められている。

このように、拠点的に都市機能を導入していく中で、人々の憩える水と緑の豊かな環境を創出することにより、ベイエリアを再生していく動きが見られる。

・統計データの更新

（４） 港湾物流

神戸港、大阪港、堺泉北港は日本を代表する貿易港で、近畿圏の港湾物流の中心となっている。

年間の総取扱貨物量は、神戸港 9,549 万トン、大阪港 8,557 万トン、堺泉北港 5,953 万トンである。そのうち、外貨貨物量の割合は、神戸港が 55%、大阪港が 40%、堺泉北港が 37%である（令和 4 年現在）。

神戸港の外貨貨物量は、港湾施設が阪神・淡路大震災で大きな被害を受けた平成 7 年に大きく落ち込んだが、震災後 4 年を経過した平成 11 年には震災前の 8 割程度まで回復し、現在は輸出入共に貿易額は震災前（平成 6 年）を上回っている。（出典：「兵庫県港湾統計年報」「大阪府統計年鑑」）

（５） 土地利用

大阪湾沿岸は、関西における主要な都市軸を形成しており、岬町の一部を除いて都市計画区域となっており、内陸部から臨海部に向けて住居系複合市街地、住工と流通の混在地、流通・工業地の帯状の層構造で形成されている。高度成長期までに形成された旧来の臨海部では、産業の構造転換を背景に、工業地約 7,000ha のうちの約 1,180ha（平成 5 年調査）の低・未利用地の発生とともに、工場等の規模縮小、移転などによる土地利用の見直し検討が進められた。また大阪湾では、早くは大正時代末期から、産業の工業化に伴う埋立が行われ、昭和 40 年代後半以降の大規模埋立地においては水際部分を港湾物流・工業系土地利用に占められる開発が進められており、臨海部の水際空間は港湾物流機能や産業機能を中心に利用され、人々が憩い・楽しむ海岸はわずかとなり、一般市民にとって近寄りやすい空間となっている。

しかしその一方、余暇時間増大に伴うレクリエーション施設の拡充要請や自然環境の保全や回復に関する意識向上等の社会背景を受けて、神戸市では港湾施設と商業施設が一体となった親水性豊かな商業拠点であるハーバーランド、芦屋・西宮・尼崎市ではマリーナや緑地が一体となった親水性のあるまちづくり、尼崎 21 世紀の森構想に基づく地域が育てる森の創出として「尼崎の森中央緑地」の形成、大阪市の一部ではスポーツ・レクリエーション機能の展開や水と緑の豊かな都市環境の創出、堺市や泉佐野市などでは海辺の豊かな環境形成と合わせたまちづくり等、埋立部の一部では、魅力ある都市エリアの拡大も進められている。また、荒磯や潮だまりを整備し、生き物とふれあいのできる矢倉緑地が整備され、現在は堺泉北港における人工干潟、「共生の森」づくりといった多様な生物の生息空間の整備が進められている。

このように、拠点的に都市機能を導入していく中で、人々の憩える水と緑の豊かな環境を創出することにより、ベイエリアを再生していく動きが見られる。

（6）交通網

兵庫県における交通網は、既成市街地が東西に長く、阪神臨海地帯と東播地域を連担する構造になっていることから、東西方向を軸として形成されてきた。

主な鉄道網としては、JR東海道・山陽本線、JR山陽新幹線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線、山陽電鉄本線等がある。また、道路網としては、高速道路では、阪神高速道路神戸線、阪神高速道路湾岸線が、一般国道では、国道2号、43号が軸を形成している。垂水区と淡路島の間に明石海峡大橋が架橋され、神戸淡路鳴門自動車道により四国と直結されている。

大阪府域における交通網は、南北方向に発達している。

主な鉄道網としては、JR阪和線、南海電鉄南海線、南海電鉄高野線等がある。また、道路網としては、高速道路では、近畿自動車道松原那智勝浦線（阪和自動車道）、阪神高速道路湾岸線、一般国道では国道26号が軸を形成している。

海上交通としては、瀬戸内海航路の内航フィーダー網やフェリー網の接点として効率的な海上輸送のネットワークが形成されている。また、神戸港や大阪港には、北米航路、欧州航路、オセアニア航路、東南アジア航路、中国航路など世界の港を結ぶ定期航路の船が寄港している。

航空路は、関西国際空港、大阪国際空港や神戸空港を通じて、国内外の航空路と結びついており、大阪湾沿岸全域で交通の要衝としての役割を担っている。

（7）レクリエーション施設

大阪湾沿岸におけるレクリエーション施設は、海づり公園、マリーナ、海浜公園、海水浴場など多岐に渡り、広く分布している。

海水浴場は、兵庫県域には須磨海水浴場とアジュール舞子海水浴場の2箇所が西側に位置しており、年間約42万人（令和元年）の利用がある。大阪府域には、二色の浜海水浴場、りんくう南浜海水浴場、箱作海水浴場、淡輪海水浴場の4箇所が点在しており、年間約28万人（令和元年）の利用がある。

海づり公園は、兵庫県域には神戸市立須磨海づり公園及び平磯海づり公園、尼崎市立魚つり公園があり、鳴尾浜臨海公園内にも海づり広場が設けられている。大阪府域には南港魚釣り園護岸、岬町海釣り公園ととパーク小島がある。

マリーナは、兵庫県域には神戸市立須磨ヨットハーバー、新西宮ヨットハーバー、兵庫県立海洋体育館などがある。大阪府域には大阪北港マリーナ、泉大津マリーナ、いずみさの関空マリーナ、淡輪ヨットハーバーなどがある。

臨海部の公園は、兵庫県域では須磨浦公園、県立甲子園浜海浜公園、鳴尾浜臨海公園などが整備され、大阪府域にはコスモスクエア海浜緑地、舞洲緑地などの臨港緑地の他、二色の浜公園、せんなん里海公園など4つの府営公園がある。

・変更なし

（6）交通網

兵庫県における交通網は、既成市街地が東西に長く、阪神臨海地帯と東播地域を連担する構造になっていることから、東西方向を軸として形成されてきた。

主な鉄道網としては、JR東海道・山陽本線、JR山陽新幹線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線、山陽電鉄本線等がある。また、道路網としては、高速道路では、阪神高速道路神戸線、阪神高速道路湾岸線が、一般国道では、国道2号、43号が軸を形成している。垂水区と淡路島の間に明石海峡大橋が架橋され、神戸淡路鳴門自動車道により四国と直結されている。

大阪府域における交通網は、南北方向に発達している。

主な鉄道網としては、JR阪和線、南海電鉄南海線、南海電鉄高野線等がある。また、道路網としては、高速道路では、近畿自動車道松原那智勝浦線（阪和自動車道）、阪神高速道路湾岸線、一般国道では国道26号が軸を形成している。

海上交通としては、瀬戸内海航路の内航フィーダー網やフェリー網の接点として効率的な海上輸送のネットワークが形成されている。また、神戸港や大阪港には、北米航路、欧州航路、オセアニア航路、東南アジア航路、中国航路など世界の港を結ぶ定期航路の船が寄港している。

航空路は、関西国際空港、大阪国際空港や神戸空港を通じて、国内外の航空路と結びついており、大阪湾沿岸全域で交通の要衝としての役割を担っている。

（7）レクリエーション施設

大阪湾沿岸におけるレクリエーション施設は、海づり公園、マリーナ、海浜公園、海水浴場など多岐に渡り、広く分布している。

海水浴場は、兵庫県域には須磨海水浴場とアジュール舞子海水浴場の2箇所が西側に位置しており、年間約42万人（令和元年）の利用がある。大阪府域には、二色の浜海水浴場、りんくう南浜海水浴場、箱作海水浴場、淡輪海水浴場の4箇所が点在しており、年間約28万人（令和元年）の利用がある。

海づり公園は、兵庫県域には神戸市立須磨海づり公園及び平磯海づり公園、尼崎市立魚つり公園があり、鳴尾浜臨海公園内にも海づり広場が設けられている。大阪府域には南港魚釣り園護岸、岬町海釣り公園ととパーク小島がある。

マリーナは、兵庫県域には神戸市立須磨ヨットハーバー、新西宮ヨットハーバー、兵庫県立海洋体育館などがある。大阪府域には大阪北港マリーナ、泉大津マリーナ、いずみさの関空マリーナ、淡輪ヨットハーバーなどがある。

臨海部の公園は、兵庫県域では須磨浦公園、県立甲子園浜海浜公園、鳴尾浜臨海公園などが整備され、大阪府域にはコスモスクエア海浜緑地、舞洲緑地などの臨港緑地の他、二色の浜公園、せんなん里海公園など4つの府営公園がある。